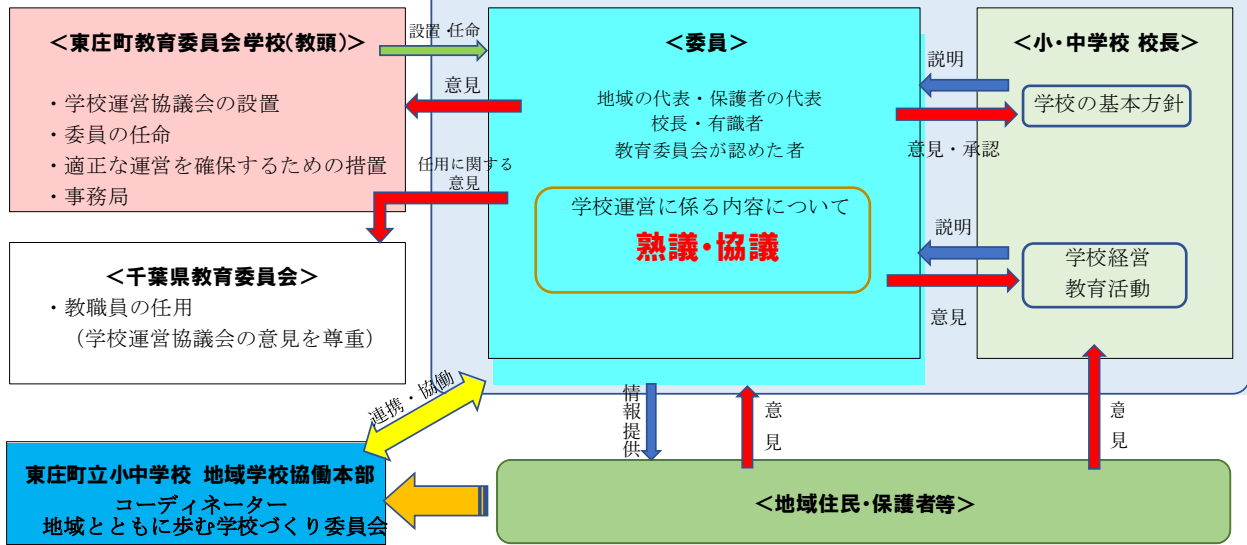


東庄町立小中学校 学校運営協議会の概要

*学校運営協議会を設置した学校のことをコミュニティスクールという。



学校運営協議会の主な役割

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条5

- 校長が作成した学校の運営に関する教育課程の編成や基本的な方針を承認する。
- 学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べることができる。

地域学校協働本部の概要

地域学校協働活動を推進していく上で要となる組織・体制を地域学校協働本部と呼びます。従来の地域と学校の連携体制を基盤としてより多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、**学校のニーズに応じて**、地域の子どもたちのために目的や活動を共有し、様々な団体とのネットワークを構築します。

東庄町立小中学校 学校運営協議会



地域学校協働本部の三要素

- コーディネーター
地域や学校関係者との連携調整、活動の企画・調整
- 多様な活動
多くの地域の方々の参画による多様な活動の実施
- 継続的な活動
継続的・安定的な活動の実施

東庄町立小中学校地域学校協働本部

